

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	業者番号
山川建設株式会社	茨城県高萩市安良川字西の入1305-5	2-000214

注) 業者番号「2-」は茨城県知事許可業者の有資格者番号を表す。

2 指名停止措置期間

令和5年5月30日 ～ 令和5年6月29日 (1か月)

3 指名停止措置の適用範囲 茨城県が発注する建設工事

4 事実概要

山川建設(株)は、令和5年4月21日、高萩工事事務所発注の道路維持修繕工事(高萩市上手綱地内)において、誘導員を配置せず作業員を建設機械の作業範囲内に立ち入らせる不適切な安全管理の措置により、作業員が重症を負う事故を生じさせた。

5 指名停止理由

上記事実は、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領(平成6年7月14日付け監第692号。以下「指名停止等措置要領」という。)別表第1第7号ウに該当する

<指名停止等措置要領別表第1>

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故) 7 県工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。 ア、イ (略) ウ 工事等の関係者に複数の負傷者を生じさせたとき、又は重傷者が生じたとき エ (略)	1か月以上2か月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城県土木部監理課建設業担当
茨城県水戸市笠原町978-6
電話 029-301-4334 (ダイヤルイン)